

延岡市自動証明書交付端末導入事業者の募集について

標記の件について、公募型プロポーザル方式により受託事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

延岡市長 読谷山 洋司
(公印省略)

1 業務概要

- (1) 業務名 : 延岡市自動証明書交付端末導入事業
- (2) 業務概要 : 新型コロナウイルス感染防止を徹底するために、市庁舎内における住民票などの各種証明書を交付する際の混雑を緩和し、窓口の三密防止を図ることを目的としてコンビニ交付サービスに対応する自動証明書交付端末を導入する。
- (3) 業務期間 : 契約締結日～令和4年3月22日
(ただし、稼働開始予定日は令和4年3月16日とする。)

2 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

選定は、延岡市自動証明書交付端末導入事業受託候補者選定プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。

3 業務に要する費用（上限価格）

予定価格 8,538,497円

見積書比較価格 7,762,270円（予定価格に110分の100を乗じて得た額）

契約金額は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

なお、見積書の金額が、業務に要する費用（上限価格）を超過した場合は失格とする。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本公告日において、延岡市物品等入札参加者の資格、指名基準に関する要綱（昭和56年告示第11号）に基づき、指名競争入札参加資格者名簿（登録業種：「物品」（事務用品類 事務機器類））に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）に基づく指名停止を公告日現在から受託候補者決定の日まで受けていない者。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者

(5) 国税及び市町村税を滞納していない者。

(6) 本公告日において九州内に住所（法人にあつては、登記された事務所又は営業所の所在地。）を有する者。

(7) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない者。

5 質問の受付等

詳細については「延岡市自動証明書交付端末導入事業候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を参照のこと。

実施要領及び提出様式については、下記延岡市ホームページからダウンロードすること。

※実施要領及び提出様式掲載場所：延岡市ホームページ（入札・発注情報）

6 参加申込書の受付期間等

(1) 受付期間：令和3年7月7日（水）～令和3年7月21日（水）まで
（土・日曜日を除く。）

〈受付時間〉 8：30～12：00、14：00～17：15

(2) 提出場所：延岡市 市民環境部 市民課

(3) 提出方法：持参又は郵送

郵送で提出の場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便により郵送すること。
また、令和3年7月20日（火）の消印まで有効とする。

7 企画提案書の受付期間等

(1) 受付期間：令和3年7月27日（火）～令和3年8月5日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

〈受付時間〉 8：30～12：00、14：00～17：15

(2) 提出場所：延岡市 市民環境部 市民課

(3) 提出方法：持参又は郵送

郵送で提出の場合は、一般書留郵便または簡易書留郵便により郵送すること。
また、令和3年8月4日（水）の消印まで有効とする。

8 事務局

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市 市民環境部 市民課

TEL：0982-22-7015 FAX：0982-21-1457

E-mail：shimin@city.nobeoka.miyazaki.jp